

(委託基準)

事業者は、その産業廃棄物の運搬を委託する場合は産業廃棄物収集運搬業者に、処分を委託する場合は産業廃棄物処分業者に委託しなければならない(法第12条第5項)。そして、委託する場合には、委託基準に従わなければならない(法第12条第6項)。

委託基準は次のとおり。

- 1 運搬又は処分においては、その産業廃棄物の取扱いが事業範囲に含まれている者に委託すること。
- 2 委託契約は書面にて締結し、次の事項を含み、かつ許可証(産業廃棄物収集運搬業許可証など、当該契約の種類等に対応したもの)の写し等を添付しなければならないこと
 - (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - (2) 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - (3) 処分又は再生を委託するときは、その場所の所在地、方法及び施設の処理能力
 - (4) 処分(中間処理)を委託するときは、その産業廃棄物の最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)の場所の所在地、最終処分の方法及び施設の処理能力
 - (5) 委託契約の有効期間
 - (6) 委託者が受託者に支払う料金
 - (7) 受託者の産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可の事業の範囲
 - (8) 運搬の委託契約で、受託者が積替保管を行う場合には、その場所の所在地並びに保管できる種類及び積替のための保管上限
 - (9) 前号の場合で、安定型産業廃棄物であるときは、その積替保管場所で他の廃棄物と混合することの許可
 - (10) 委託者の有するその産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項に関する情報
 - ① 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関すること
 - ② 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関すること
 - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関すること。
 - ④ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、JISC0950に規定する含有マークが付いたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - ・ 廃パーソナルコンピューター ・ 廃ユニット型エアコンディショナー
 - ・ 廃テレビジョン受信機 ・ 廃電子レンジ ・ 廃衣類乾燥機
 - ・ 廃電気冷蔵庫 ・ 廃電気洗濯機
 - ⑤ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ⑥ その他取り扱う際に注意すべきこと。
 - (11) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
 - (12) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
 - (13) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- 3 委託契約書は、契約の終了の日から5年保存すること。
(以上、令第6条の2、規則第8条の4、規則第8条の4の2、規則第8条の4の3)

なお、特別管理産業廃棄物(令規で定める廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物)についても、同趣旨の規定(法第12条の2第5項、法第12条の2第6項、令第6条の6第2号)があるが、以下のとおり独自の規定があるので合わせて注意すること。

- 運搬又は処分若しくは再生においては、委託しようとする者に対し、あらかじめ、その特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知すること
(以上、令第6条の6第1号、規則第8条の16)